令和４年６月１７日

検事総長　林　　眞　琴　殿

最高検察庁監察指導部長　佐　藤　隆　文

監　察　結　果　報　告　書

令和４年５月１１日付けで大阪地方検察庁から報告のありました事案について、最高検察庁監察細則に基づき監察を実施した結果を下記のとおり報告します。

記

第１　事案の概要

大阪地方検察庁（現東京地方検察庁）検察官検事田渕大輔が被疑者取調べに関して告発された事案（詳細は別添１のとおり）。

第２　監察結果

東京地方検察庁において指導済みであり、更に措置の要はない（詳細は別添２のとおり）。

（令和４年第８１号）

別添 1

[redacted]

別添 2

[redacted]

[redacted]

以上のとおり、担当検察官の対応には、不適正な点が認められるところ、現所属庁である東京地方検察庁において担当検察官に対する指導がなされていることから、措置の必要はないものと判断した。

以　上